

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

1. 支給対象者 ①または②に該当する方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方

(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ 6月16日、令和4年度給付金を支給した口座に振り込みました。

② 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等

(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

であって

令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

詳しくは
町ホームページへ▶



八重瀬町子育て生活支援特別給付金

お問い合わせ | 児童家庭課 | ☎098-998-7163

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)判定方法について【お詫び】

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)について、家計急変を受けた子育て世帯の審査にあたり、非課税相当収入限度額の判定方法に誤りがあることが判明しました。

本来、主たる生計維持者の収入で判定すべきものを、誤って配偶者の収入を含めた収入で判定していました。この度は関係者皆さま並びに町民の皆さまには、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

前年度の給付金を申請された方で、心当たりがある方は、下記窓口までお問い合わせのうえ、期限までに申請して頂きますようお知らせ致します。

・申請期間：令和5年8月1日(火)～令和5年10月31日(火)

・今後の対応：

本件を含めた給付金事業全般において、審査及びチェック体制の強化を図り、再発防止に取り組むとともに行政に対する信頼回復に努めてまいります。



八重瀬町役場 | 児童家庭課 子育て世帯への生活支援特別給付金係 | ☎ 098-998-7163

行政相談週間がはじまります 10月16日～22日

困ったら一人で
悩まずお気軽に
行政相談を!



「行政相談制度」は、行政の仕事に関する苦情や要望(手続きやサービスの制度や仕組みが分からない、説明や取扱いに納得できない等)を行政相談委員がお受けして、その解決を促進し、皆さんの声を行政に役立てるものです。町では行政週間にあわせて、下記のとおり特設相談所を開設します。

行政相談週間 特設相談所

10月20日(金) 14時～17時
八重瀬町役場2階 会議室3

相談無料
秘密厳守

八重瀬町の行政相談委員

行政相談委員は、行政運営の改善等に熱意を有する方に対して、総務大臣が委嘱するものです。



くぼた のぶひろ
久保田 信弘



ともよせ たかやす
友寄 隆安

◀ お問い合わせ | 総務課 | ☎098-998-2200 ▶

毎月の定例の行政相談もご利用ください。

八重瀬町 定例行政相談[14時～16時]

- 第2火曜日…八重瀬町社会福祉会館2F
 - 第4火曜日…八重瀬町役場2F
- (予約不要。祝日はお休みです。)

【沖縄行政評価事務所 きくみみ沖縄】

- 行政苦情110番
TEL.0570-090-110
(受付時間 ▶ 平日8:30～17:15)

国民健康保険税の納税相談について

夜間窓口を開設しています

毎週水曜日(祝日は閉庁)
午後5時15分～午後8時

《お問い合わせ | 健康保険課 | 098-998-2210》

八重瀬町 こころの相談窓口

こころやからだの悩み、生活の悩み、小中高生からの悩みを電話・来所にて受付しています。

毎週木曜日 [10時～12時、13時～15時]

相談室(社協) ☎098-998-8411

広告欄

〳お仕事帰りに通院できる「皮膚専門クリニック」が開院!

2023年4月3日(月)

新規開院

一般皮膚科 / 皮膚アレルギー科
小児皮膚科 / 美容皮膚科 / 形成外科

	月	火	水	木	金	土	日
10:00-14:00 受付時間 9:45-13:30	●	●	●	●	●	●	●
16:00-19:30 受付時間 15:45-19:00	●	●	●	●	●	●	●

休診日/月曜午前・土曜午後・日祝
沖縄皮膚科医院 八重瀬クリニック
OKINAWA DERMATOLOGY

〒901-0401 八重瀬町東風平1200-5 八重瀬町役場斜め向かい
☎098-851-8066 (9:45～19:00まで)
okinawa-hifu.com Instagram @OKINAWA.HIFU